

平成 23 年 4 月 1 日

(あて先) 岡 崎 市 長

住 所 岡崎市若宮町 丁目×× コーポ 201

申請者氏名 岡崎 花子 印

関係書類を添えて次のとおり不妊治療費の助成を申請します。

不妊治療費補助金交付に係る別紙 (裏面) 説明書の事項について同意します。

	(ふ り が な) 氏 名	生 年 月 日 (年 齢)
夫	(おかざき たろう) 岡崎 太郎	昭和 平成 48 年 5 月 5 日 (36 歳)
妻	(おかざき はなこ) 岡崎 花子	昭和 平成 52 年 8 月 11 日 (34 歳)
住所 (1)	〒 444 - 岡崎市若宮町 丁目×× コーポ 201	電話 0564 ()
住所 (2)	〒	電話 ()
過去に不妊治療費の助成金を受けたことがありますか ない ・ ある 助成金を受けた自治体は (岡崎市 ・ 名古屋 都道府県、 市)		
領収金額計 金 350,510 円	申請額 (1,000 円未満切捨て) 金 150,000 円 <small>特定不妊治療 上限 15 万円を超える場合は上限金額 一般不妊治療 本人負担額の 1/2 で上限 5 万円を超える場合は 5 万円</small>	
振 込 先	金融機関の名称 岡崎 信用金庫 本店支店 <small>農業協同組合 出張所</small>	支店番号 1 1 1
	預金種別 普通当座	口座番号 1 2 3 4 5 6 7 左詰で記入
	(ふ り が な) 口座名義人 おかざき はなこ 岡崎 花子	申請者と同じ氏名を記載

1 : 夫婦の居住地を記入してください。

2 : 夫婦の住所が異なる場合に記入してください。

(住所が異なる場合とは、単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合をいいます。)

(申請時添付書類)

不妊治療費助成事業受診等証明書 (様式第 2 号の 1 または様式第 2 号の 2) 医療機関発行の領収書とそのコピー 保険証 (夫婦 2 人分) 印鑑 申請者名義の振込先口座を確認できるもの	その他該当者のみ 市町村民税の課税 (所得) 証明書 (夫婦 2 人分) 戸籍謄本又は外国人登録原票記載事項証明書
---	---

処理欄

決定年月日	(承認 ・ 不承認)	年 月 日
受給者番号		
交付決定額	_____ 円	
過去の助成歴	一般・特定 治療開始年月日	年 月 日
	1 年度目 年度 _____ 円 (回)	4 年度目 年度 (回)
	2 年度目 年度 (回)	5 年度目 年度 (回)
	3 年度目 年度 (回)	特定不妊治療費補助申請のみ



(様式第 1 号 裏面)

補助金交付の審査のために必要な次の事項の閲覧に関する説明書

補助金を交付するのに必要な要件を確認するため、次の事項について閲覧します。なお、情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーは厳守します。

- 1 住民基本台帳または外国人登録原票・・市内に住所を有することを確認します。
- 2 戸籍・・法律上の夫婦であることを確認します。
- 3 前年 (1 月から 5 月の申請にあっては、前々年) 所得の状況・・所得制限があります。

以前の受給歴について以前にお住まいの自治体に確認を行うことに関する説明書

この補助金は、限られた公費予算からの公正な支出を行うため、1 夫婦あたりの支給回数の上限が決められています。転入された方は、以前にお住まいの自治体に、この補助金の以前の受給状況を確認することがありますのでご承知ください。また、転出された場合、他の自治体から照会があったときにこれに回答します。なお、情報の取り扱いには十分留意し、プライバシーは厳守します。

一般不妊治療費助成事業の申請の場合

高額療養費等の支給に関する説明書

医療費の自己負担額が高額となった場合、一定の金額 (自己負担限度額) を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。この高額療養費の支給や付加給付による還付を受けたかどうかの確認を、加入されている健康保険組合等の保険者へ確認することがあります。また、支給を受けたことが、申請時以降に確認できた場合、補助金の返還を求めることがありますのでご承知ください。なお、情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーは厳守します。

母子健康手帳の交付状況の確認および報告を行うことに関する説明書

母子健康手帳の交付の有無について総計として把握し、愛知県へ報告します。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守します。

特定不妊治療費助成事業の申請の場合

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明書

(1) 報告の目的

厚生労働省では、特定不妊治療を行う医療機関に対し、行われた特定不妊治療の内容・結果および妊娠の経過について、日本産科婦人科学会を通じた報告への協力を求めています。

これを集計し分析することにより、厚生労働省は、助成事業の成果を把握し、今後の助成事業の制度を一層充実していく上で検討の参考とすることができます。また、行われた治療の効果を把握することにより、わが国の不妊治療の発展のために参考となる学術データを得ることができます。

さらに、厚生労働省は、助成事業を実施する都道府県・政令市に対し、集計・分析結果を提供し、都道府県・政令市も事業の成果を把握し、助成事業の充実に役立てることができるようにしています。

(2) 報告の内容・方法

各医療機関から、(社) 日本産科婦人科学会のデータベースを通じ、下欄の項目の統計情報として、厚生労働省に報告されます。

報告には個人名の記載はなく、内容は統計的に集計され、行政側は全国の患者さんの状況について総計として把握することとなります。個人が特定されることはなく、プライバシーは厳守されます。

報告・集計される項目

[報告は医師が行います。患者さんが行うことはありません。]

治療から妊娠まで	妊娠から出産まで
(1) 患者 (女性) の年齢	(4) 妊娠・出産の状況
(2) 不妊の原因	(5) 生まれた子の状況
(3) 治療の内容、妊娠の有無	